

「指定居宅介護サービス・予防訪問介護相当サービス」重要事項説明書
～訪問介護・総合事業～

当施設は介護保険の指定を受けています。

訪問介護／総合事業
(群馬県指定第1070200488号)

当事業所はご契約者に対して訪問介護サービス・総合事業（予防訪問介護相当サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

●目 次●

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 訪問介護サービスの利用に関する留意事項	6
6. 虐待防止について	7
7. 身体拘束について	8
8. 非常災害対策	8
9. 衛生管理等	8
10. 業務継続計画の策定について	9
11. 苦情の受付について	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人希望館
- (2) 法人所在地 群馬県高崎市江木町1093番地1
- (3) 電話番号 027-322-4985
- (4) 代表者氏名 理事長 松澤 斉
- (5) 設立年月日 昭和27年 4月22日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成12年2月1日指定
指定総合事業所(予防訪問介護相当サービス)・群馬県1070200488号
※当事業所は養護老人ホーム希望館に併設されています。
- (2) 事業所の目的
介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、訪問介護サービス（総合事業（予防訪問介護相当サービス）含む）を提供します。
- (3) 施設の名称 希望館ホームヘルプサービス
(訪問介護および総合事業（予防訪問介護相当サービス）)
- (4) 施設の所在地 群馬県高崎市江木町1094番地1
- (5) 電話番号 027-322-4985
- (6) 施設長（管理者） 氏名 白石 英子
- (7) 当施設の運営方針
事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- (8) 開設（サービス開始）年月
訪問介護 平成12年4月1日
総合事業（予防訪問介護相当サービス） 平成30年4月1日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[短期入所生活介護]	平成12年4月1日指定	群馬県第1070200413号
[介護予防短期入所生活介護]	平成18年4月1日指定	群馬県第1070200413号
[居宅介護支援事業]	平成11年9月30日指定	群馬県1070200124号
[配食サービス]	平成29年4月1日指定	

(10) 通常の事業の実施地域 旧高崎市・前橋市（一部を除く）

(11) 営業日及び営業時間

①営業日 日～土（但し臨時休業あり）

②受付時間（申し込み等）

日～土：9:00～18:00

③サービス提供時間

日～土：9:00～18:00

④休館日

原則としてなし

3. 職員の配置状況

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1			1名	
2. サービス提供責任者	4名 以上				
3. 訪問介護員	5名 以上	10名 以上	8.3	2.5名 以上	

当事業所では、利用者に対して居宅介護等サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

訪問介護・介護予防訪問介護サービス

また、それぞれのサービスについて、介護保険の給付の対象となるものと、ならないものがあります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要（訪問介護・総合事業（予防訪問介護相当サービス））＞

○身体介護 入浴・排泄・食事等の介護を行います。
○生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をします。

①身体介護

○入浴介助・・・入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換を行います。

○食事介助・・・食事の介助を行います。

○体位変換・・・体位の変換を行います。

○通院介助・・・通院の介助を行います。

②生活援助

○調理・・・ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯・・・ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除・・・ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物・・・ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をします。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

○ご契約者との合意に基づいて、介護予防に有効なサービスを行います。

※その他・・・ペットの世話、什器類の修理、障子や襖の張り替え等は、行いません。

※ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、訪問介護計画に定められます。

※上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

それぞれのサービスについて、その内容と平常の時間帯（午前９時から午後６時）での料金は以下の通りです。

サービス内容	単位数
身体介護 1	2 4 4 単位
身体介護 2	3 8 7 単位
身体 1 生活 1	3 0 9 単位
身体 1 生活 2	3 7 4 単位
生活援助 2	1 7 9 単位

生活援助 3	2 2 0 単位
通院乗降介助	9 7 単位

* 1 単位 = 1 0 . 4 2 円

訪問型サービスⅠ	1 1 7 6 単位
訪問型サービスⅡ	2 3 4 9 単位
訪問型サービスⅢ	3 7 2 7 単位

* 1 単位 = 1 0 . 4 2 円

※加算について

- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ・・・24.5%
- ・特定事業所加算Ⅱ・・・10%（要介護者のみ）

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第10条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の「支給限度額を超えるサービス」

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の金額がご契約者の負担となります。

身体介護	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
	2,440円	3,870円	5,670円	820円
生活援助		20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	
		1,790円	2,200円	

※国で定めたケアプラン上の訪問介護サービスの提供時間に加えて、時間延長をご希望の場合には、ご契約者・事業所双方の合意に基づきサービス提供を行います。その場合の料金は30分ごとに820円を申し受けます。但しこのサービスは介護保険の適用を受けませんので全額ご契約者の負担となります。

※平常の時間帯（午前9時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

※交通費・・・通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

旧高崎市、前橋市（一部地域を除く）以外の方の利用料金： 1km 18円

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第10条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、次の通りお払い下さい。

1か月ごとに計算し、ご請求しますので、現金又は振込でお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第11条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をいただくことはありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

5. 訪問介護サービスの利用に関する留意事項

①サービス提供を行う訪問介護

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

②訪問介護員の交替（契約書第7条参照）

ア. ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

イ. 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合はご契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

③サービス実施時の留意事項（契約書第8条参照）

ア. 定められた業務以外の禁止

訪問介護サービスの利用に当たり、ご契約者は「5. 当事業所が提供するサービス（11頁）」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

イ．訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

ウ．備品費の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

④サービス内容の変更（契約書第12条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

⑤訪問介護員の禁止行為（契約書第16条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| ①医療行為又は医療補助行為
②ご契約者もしくはその家族からの高価な物品等の授受
③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑥その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

6．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 白石英子
-------------	----------

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

虐待防止のための指針の整備をしています。

従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7．身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそ

れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8. 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（ 防火管理者 後閑 善之 ）

- ① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ② 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 4月 ・ 10月）

- ③ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

9. 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

- ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的

に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 苦情の受付について（契約書第28条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口担当者 TEL 027-322-4985 FAX 027-322-8885

訪問介護：白石英子・前寺真紀・金井洋美・中島梓

○受付時間 9：00～18：00

（2）行政機関その他苦情受付機関

高崎市役所 介護保険担当	所在地	群馬県高崎市高松町35-1
	電話番号	027-321-1111 FAX 027-327-6470
	受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会 介護保険推進課	所在地	群馬県前橋市元総社町335-8
	電話番号	027-290-1376 FAX 027-255-5077
	受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：00
群馬県介護保険室	所在地	群馬県前橋市大手町1-1-1
	電話番号	027-226-2571 FAX 027-220-4320
	受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：30
前橋市役所 介護保険担当	所在地	群馬県前橋市大手町2-12-1
	電話番号	027-224-1111 FAX 027-224-3003
	受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：15

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所体制

(1) 管理者 白石英子

(2) サービス提供責任者 前寺 真紀 金井 洋美 中島 梓

(3) 訪問介護員数 16名（管理者、サービス提供責任者除く）

(4) 開設年月日 平成12年4月1日 群馬県指定第1070200488号

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅介

護支援計画（ケアプラン）または介護予防支援計画（介護予防プラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画および介護予防計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

① 当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に個別サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
--

② ①の担当者は個別サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③ 個別サービス計画は、居宅介護支援計画（ケアプラン）または介護予防支援計画が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更します。
--

④ 個別サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。
--

（２）ご契約者に係る「居宅介護支援計画（ケアプラン）」「介護予防支援計画（介護予防プラン）」が作成されていない場合サービス提供の流れは次の通りです。

○居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。 ○個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。 ○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

居宅介護支援計画（ケアプラン）の作成

○作成された居宅介護支援計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。 ○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。
--

⑤ 個別サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。
--

※要介護認定を受けていない場合

○要介護認定の申請に必要な支援を行います。 ○個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。 ○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

還払い)		
要支援、要介護と認定された場合	自立と認定された場合	
○居宅介護支援計画（ケアプラン）または 介護予防支援計画（介護予防プラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。	○契約は終了します。 ○既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。	
○作成された居宅介護支援計画または介護予防支援計画に沿って、個別サービス計画を変更しそれに基づき、ご契約者にサービスを提供します。 ○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。		

3. サービス提供における事業者の義務（契約書第14条、第15条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第14条、第15条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処理を講じます。
- ⑥ご契約者又はご家族のお求めに応じて、サービス提供記録を開示いたします。
- ⑦事業者及び訪問介護員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者（利用者）の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

○訪問介護員に対するセクハラ行為及びパワハラ行為など被害を及ぼすような行為は、禁止させていただきます。

○事業所及び訪問介護員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○その他決められたサービス以外の提供を強引に依頼することは禁止させていただきます。

5. 損害賠償について（契約書第18条、第19条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合において、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村：

居宅介護支援事業者：

7. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

主治医：

家族等連絡先：

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から6か月間ですが、契約期間満了の7日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6か月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第21条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい)

(1) ご契約者から解約・契約解除の申し出(契約書第22条、第23条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合(一部解約はできません)
- ④ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合(一部解約はできません)
- ⑤事業者もしくは訪問介護員が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑦ 事業者もしくは訪問介護員が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくは訪問介護員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第24条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払が3か月以上）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又は訪問介護員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合（契約書第25条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約終了に伴う援助（契約書第21条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	未実施
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

利用者住所 _____ 氏 名 _____ 印 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。